

木造住宅耐震診断資格者を募集します！

～ 市民の耐震診断をバックアップ！ ～

福山市木造住宅耐震診断費補助事業実施要綱に基づき木造住宅耐震診断資格者として福山市に登録すると、「福山市木造住宅耐震診断資格者名簿」に登載され、その名簿は福山市ホームページに掲載されます。耐震診断資格者は、本事業を利用して耐震診断を受けようとする市民の依頼に対して、「木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局建築指導課監修，財団法人日本建築防災協会発行）」の内容に基づいて耐震診断を実施し、診断結果報告書の作成を行い、耐震性についてのアドバイスを行いません。

なお、福山市耐震診断費補助事業は「福山市木造住宅耐震診断費補助事業実施要綱」に基づき実施されるものです。

●登録条件

法人又は個人事業主（建築士法（昭和25年政令第201号）第23条第1項の規定による登録を受けた者に限る。）に直接雇用されている者又は当該個人事業者で、同法第2条の規定による1級建築士，2級建築士若しくは木造建築士であって、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 地方公共団体又は財団法人日本建築防災協会等の主催する木造住宅の耐震診断と補強方法に関する木造住宅耐震診断講習会を受講した者
- (2) 地方公共団体又は財団法人日本建築防災協会等の主催する鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造に関する耐震診断基準，耐震改修設計指針等の講習会を受講した者
- (3) 鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物について耐震診断を実施し，社団法人広島県建築士事務所協会の耐震診断等評価委員会又はこれと同等であると市長が認める耐震診断評価機関において，適切である旨の耐震診断評価を受けた実績がある者

●登録申請方法

別添「福山市木造住宅耐震診断資格者名簿登録申請書」に必要書類を添えて福山市建築指導課まで提出して下さい。（必要な添付書類は申請書に記載しています。）

●登録申請期間

随時受け付けております。名簿登録は申請受付順となります。

●登録通知書の発行等

登録された方には、「福山市木造住宅耐震診断資格者名簿」に登録するとともに、市のホームページ (<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/kenchikushido/kenshi/>) へ掲載し、登録通知書を交付します。

(お問合せ先) 福山市建設局建築部建築指導課 (Tel 084-928-1103)